

海外へ転居される際の必要書類について

海外へ転居される際は、以下の必要書類をご提出ください。

投資信託口座の保有状況により必要書類が異なりますので、該当する欄※をご確認ください。

※「●」が付いている書類をご提出ください。

なお、ご来店によりお手続きいただく場合は、確認書類の原本をご提示いただく必要があります。

必要書類	投資信託口座	
	保有されている方	保有されていない方
(1) 外国に居住することが確認できる書類（いずれか 1 つ） ● 住民票（海外転出の記載のあるもの かつ 6 カ月以内に発行されたもの） ● マイナンバーカードのコピー（国外転居の記載あるもの／表面のみ） ● 在留証明書（6 カ月以内に発行されたもの） ● 当社所定の海外赴任証明書（当社からお送りする様式にご勤務先がご記入ください）	●	●
(2) 旧住所（当社宛届出住所）が記載された本人確認書類（いずれか 1 つ） ● 住民票（6 カ月以内に発行されたもの） ● 運転免許証コピー（両面） ● パスポート（顔写真ページ、および所持人記入欄のコピー） 上記の本人確認書類に旧住所（当社宛届出住所）の記載がない場合は、以下の書類をご提出ください。 — 出国前のお手続きの場合・・・● 現住所の確認ができる公的書類 2 種類 — 出国後のお手続きの場合・・・● 在留証明書とパスポート（顔写真ページのコピー）	●	●
(3) 海外の新住所が確認できるご契約者さまの本人確認書類（いずれか 1 つ） ● 在留証明書（6 カ月以内に発行されたもの） ● パスポート（顔写真ページ、および所持人記入欄のコピー）	●	—
(4) マイナンバーカード（両面のコピー） 個人番号を確認させていただきます。マイナンバーカードをお持ちでない場合は提出不要です。	●	—
(5) 通信先[*]としてお届けいただく方の本人確認書類^{**}（いずれか 1 つ） [*] 非居住者となる方は、日本国内のご連絡先（通信先）をお届けいただく必要があります。 ^{**} 通信先としてお届けいただく方の住所が記載されたものをご提出ください ● 住民票（6 カ月以内に発行されたもの） ● マイナンバーカードのコピー（表面のみ） ● 運転免許証コピー（両面）	●	●
(6) 定期預金証書 証書型の定期預金をお持ちでない場合、ご提出は不要です ※海外への住所変更の際、定期預金を預入日にさかのぼり再作成する場合があるため、証書をご提出ください。 ※上記対応の際、契約番号の変更が生じます。自動継続型の証書をお持ちのお客さまは通帳式にお切り替えとなります。 ※外為法上の居住区分が「居住者」となる場合やお客さまのご契約内容により、上記対応を行わないケースもございます。その場合、ご提出いただいた証書は手続き後にそのままご返却いたします。	●	●